

別表4 環境安全性に係る製造等の管理方法

品 目			対象となる試験の種類			
			溶出量基準Ⅰ群	溶出量基準Ⅱ群	含有量基準群	タンクリーチング試験
			県への報告日			
			4月30日、10月31日 ^{注1)} 建設汚泥使用製品は、1月31日、4月30日、7月31日及び10月31日			
1	再生加熱アスファルト混合物	アスファルトコンクリート塊のみ使用				
		スラグを使用する場合		○	○(シアンを除く)	
2	再生資源を含有した路盤材	コンクリート塊及びアスファルトコンクリート塊のみ使用				
		スラグを使用する場合		○	○(シアンを除く)	
		フライアッシュを造粒固化させたもの		○	○(シアンを除く)	
		建設汚泥(火山灰質土を含まない)を使用する場合	◎ ^{注2)}		◎	
		建設汚泥(火山灰質土を含む。)を使用する場合	◎ ^{注2)}		◎	◎
		上記以外		○		
3	再生資源を含有したコンクリート	コンクリート塊のみ使用				
		鉄鋼スラグを使用する場合		○	○(シアンを除く)	
		上記以外		○		
4	再生コンクリート二次製品	コンクリート塊のみ使用				
		スラグを使用する場合		○	○(シアンを除く)	
		上記以外		○		
5	再生資源を含有した舗装用ブロック	コンクリート塊のみ使用				
		スラグを使用する場合		○	○(シアンを除く)	
		上水汚泥を使用する場合	○			
		上記以外		○		
6	再生塩化ビニル管・継手	溶出の可能性がある物質を含む場合	◎(溶出の可能性のある物質)			
		上記以外				
7	建設汚泥改良土	建設汚泥(火山灰質土を含む。)を使用する場合	◎ ^{注2)}		◎	◎
		上記以外	◎ ^{注2)}		◎	
8	土壌改良材	普通肥料	普通肥料の公的規格(別表5参照)について、含有量は1回/3月以上、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準は1回/月以上実施し、4月30日及び10月31日までに報告			
		グラウンド舗装用土壌改良材	◎		◎	
9	再生資源を含有したタイル	コンクリート塊のみ使用				
		スラグを使用する場合		●	●(シアンを除く)	
		上記以外		●		
10	再生木質ボード	未利用木材のみ使用				
		上記以外		●		
11	再生資源を含有した建築用仕上材(断熱材)	未利用木材のみ使用				
		上記以外		●		
12	土木建築用プラスチック資材	木材・プラスチック再生複合材	JIS A 5741の8. 3(安全性)について、1回/6月以上実施し、4月30日及び10月31日までに報告			
		袋型根固め用袋材	◎(溶出の可能性のある物質)			
		上記以外				
		廃プラスチック類		○		
		再生プラスチック車止め	◎(溶出の可能性のある物質)			
13	埋戻用再生砂	コンクリート塊を使用する場合	◎(六価クロムのみ)			
		スラグを使用する場合		○	○(シアンを除く)	
		アスファルトコンクリート塊のみ使用				
		上記以外		○		

品 目		使用する再生資源等による区分 *スラグとは、鉄鋼スラグ、下水汚泥溶融スラグ及び一般廃棄物溶融スラグをいう。	対象となる試験の種類			
			溶出量基準Ⅰ群	溶出量基準Ⅱ群	含有量基準群	タンクリーチング試験
			県への報告日			
			4月30日、10月31日 ^{注1)} 建設汚泥使用製品は、1月31日、4月30日、7月31日及び10月31日			
14	地盤改良用固化材	鉄鋼スラグのみ使用		○	○(シアンを除く)	
		上記以外	○		○(シアンを除く)	
15	再生資源を含有した外装材	未利用木材のみ使用				
		上記以外		●		
16	再生土砂	アスファルトコンクリート塊及び碎石微粉末のみ使用				
		コンクリート塊を使用する場合	◎(六価クロムのみ)			
		セメント又はセメント系固化材を使用する場合	◎(六価クロムのみ)			
		焼成発泡した廃ガラス		○	○	
		石炭灰(クリンカアッシュ)		○	○(シアンを除く)	

※別表4に掲げる物質以外の溶出、含有が懸念される場合は、懸念される物質が基準に適合していることを確認すること。

○：製品又は再生資源に係る試験（溶出量基準に係る試験は1回/月以上、含有量基準に係る試験は1回/3月以上の頻度で確認）

●：製品又は再生資源に係る試験（溶出量基準及び含有量基準に係る試験は1回/6月以上の頻度で確認）

◎：製品に係る試験（溶出量基準に係る試験は1回/月以上、含有量基準に係る試験は1回/3月以上の頻度で確認）

注1) 更新認定をした製品は、10月31日の報告を4月30日にまとめて報告することができる。

注2) セメント又はセメント系固化材を使用した場合は、六価クロムについては、溶出量基準Ⅰ群として実施する1月に1回か、または製品1,000m³を製造するごとに1回かのいずれか短い期間ごとに確認を行うこと。

◆緩和規定(ただし、申請書の製造等の管理計画の欄にその根拠と実施計画の記載が必要)

- 1 溶出量基準Ⅱ群の物質以外の物質の溶出のおそれがないときは、溶出量基準Ⅰ群の物質に係る6月に1回の確認を除いて、溶出量基準Ⅱ群の物質に係る確認に替えることができる。
- 2 溶出量基準Ⅱ群の物質以外の物質で溶出の可能性のある物質が特定できるときは、溶出量基準Ⅰ群の物質に係る6月に1回の確認を除いて、溶出量基準Ⅱ群の物質及び当該物質に係る確認に替えることができる。
- 3 建設汚泥を再生資源として使用した認定リサイクル製品については、受入時に再生資源となる建設汚泥の発生場所ごとに溶出量基準Ⅰ群の物質に係る環境安全性の確認を行い、要綱や要領を遵守して製品の管理をし、及び要綱第8条に定める認定の更新を受けている場合において、1、2の緩和規定を適用することができる。
- 4 鉄鋼スラグを再生資源として使用した認定リサイクル製品については、含有量基準群の物質に係る確認を、下表の物質に係る確認に替えることができる。
- 5 確認の実施頻度は、当該認定リサイクル製品の製造等の量100m³当たり1回とすることができる。この場合においても、確認実施頻度は、6月に1回を下回ることができない。
- 6 木材のみ(樹脂により加工された木材を除く。)を原料として使用した認定リサイクル製品については、環境安全性に係る基準への適合状況の確認を省略することができる。
- 7 供給者等を再生資源供給証明書により明らかにしている再生資源を使用する製品については、過去3年間の環境安全性に係る基準への適合状況から溶出又は含有のおそれがないと判断できる物質の確認頻度を、6月に1回とすることができる。

環境安全性に係る試験項目及び基準値

項目	溶出量基準Ⅰ群	溶出量基準Ⅱ群	含有量基準群	環境庁告示第46号に基づく溶出量基準	環境省告示第19号に基づく含有量基準
1 カドミウム	○	○	○	0.003mg/L以下	150mg/kg以下
2 六価クロム	○	○	○	0.05mg/L以下	250mg/kg以下
3 シマジン	○			0.003mg/L以下	
4 シアン	○		○	検出されないこと	50mg/kg以下(遊離シアン)
5 テオベンカルブ	○			0.02mg/L以下	
6 四塩化炭素	○			0.002mg/L以下	
7 クロロエチレン	○			0.002mg/L以下	
8 1,2-ジクロロエタン	○			0.004mg/L以下	
9 1,1-ジクロロエチレン	○			0.1mg/L以下	
10 シス-1,2-ジクロロエチレン	○			0.04mg/L以下	
11 1,3-ジクロロプロペン	○			0.002mg/L以下	
12 ジクロロメタン	○			0.02mg/L以下	
13 総水銀	○	○	○	0.0005mg/L以下	15mg/kg以下
14 セレン	○	○	○	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
15 テトラクロロエチレン	○			0.01mg/L以下	
16 チウラム	○			0.006mg/L以下	
17 1,1,1-トリクロロエタン	○			1mg/L以下	
18 1,1,2-トリクロロエタン	○			0.006mg/L以下	
19 トリクロロエチレン	○			0.01mg/L以下	
20 鉛	○	○	○	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
21 砒素	○	○	○	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
22 ふっ素	○	○	○	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下
23 ベンゼン	○			0.01mg/L以下	
24 ほう素	○	○	○	1mg/L以下	4,000mg/kg以下
25 1,4-ジオキサン	○			0.05mg/L以下	
26 ポリ塩化ビフェニル	○			検出されないこと	
27 有機リン	○			検出されないこと	

溶出量基準Ⅰ群:環境基本法第16条第1項に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」(平成3年環境庁告示第46号)(農用地、米及びアルキル水銀に係る基準を除く。)

溶出量基準Ⅱ群:溶出量基準Ⅰ群のうち上表の項目に係る基準

含有量基準群:土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項に定める基準

鉄鋼スラグを使用した認定製品の含有量基準群に係る緩和規定

項目	緩和規定	
	再生加熱アスファルト混合物 再生資源を含有した路盤材 埋戻用再生砂 地盤改良用固化材	再生資源を含有したコンクリート 再生コンクリート二次製品 インターロッキングブロック 再生資源を含有したタイル
カドミウム		
六価クロム	○	
総水銀		
セレン	○	○
鉛	○	
砒素		
ふっ素	○	○
ほう素	○	○